

城東高校での自分の夢を実現するために（生徒心得）

本校は、1902（明治35）年の創立以来、先輩たちが築いてきた輝かしい歴史と伝統があり、校歌を校訓としてきました。校歌では、親和・協調、真理探求、久遠の母校を築くことを理想としています。この理想のもとで、人権を尊重し、健康・誠実・友愛に満ちた心の育成をめざしています。規則を守り、有意義な学校生活を送りましょう。

1 よりよい高校生活とするために

- (1) 規則正しい生活をし、健康な心身をつくろう。
- (2) 自ら課題を見つけ、主体的な学習をしよう。
- (3) 個性や特技を伸ばそう。
- (4) 地域社会との交流を深め、社会に奉仕する心を育てよう。

2 学友との生活を気持ちよく送るために

- (1) 人権を尊重して、誠実で友愛に満ちた心を育てよう。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」との強い認識をもとう。
- (3) 自己に対する義務や責任を自覚しよう。
- (4) 時、場所、場合にふさわしい礼儀や挨拶、ことばづかいを心がけよう。
- (5) 環境美化に努めるとともに、公共物を大切にしよう。
- (6) 所持品は、自他の区別を明確にし、自らが責任をもって管理しよう。
- (7) ~~男女~~交際は、互いの向上のために理解も尊重し合う節度あるものとしよう。
→交際は、互いを尊重し合い節度あるものにしよう。

3 事故を未然に防止するために

- (1) 高校生としてふさわしい行動をし、節度ある生活を心がけよう。
- (2) 社会の一員としての自覚を持ち、社会のルールを守り、人に迷惑をかける行動をしよう。
- (3) 交通規則を守り、交通マナーの向上と安全意識の高揚に努めよう。

4 学校生活を送るための守るべき『きまり』

- (1) 始業開始時間を守り、無断外出しないこと。
- (2) 不必要なお金や娯楽品などは持ってこないこと。
- (3) 無断で火気や薬品等を使用しないこと。
- (4) 施設・設備の使用は管理責任者の許可を得ること。

- (5) 携帯電話・スマートフォンは登校後、電源を切り鞆の中に入れて使用しないこと。(校内では、携帯電話・スマートフォンで音楽を聴く、ゲームは禁止)
- (6) 決められた届出・願出を提出すること。
- ① 届 出
- ア 欠席・遅刻・早退・忌引き・公欠のとき。
 - イ 被害・加害の事故があったとき。
 - ウ 本人・保護者に異動があったとき。
 - エ 学校の施設・設備を破損したとき。
 - オ 法令に触れる行為で補導されたとき。
- ② 願 出
- ア 各種の証明書の発行を受けるとき。
 - イ 留学・休学・転学・退学・復学をするとき。
 - ウ 追考査や補講を受けるとき。
 - エ 外出・自習室を利用するとき。
 - オ 自転車通学をするとき(「自転車通学規程」参照)。
 - カ 通学に異装の必要なとき。
 - キ 校内での掲示をするとき。
 - ク 運転免許を取得するとき(3年生で進路が内定し、条件を満たしている者)。
 - ケ アルバイトをするとき。
 - コ 学校の施設・設備を使用するとき。
 - サ 校内での金品の募集又は物品の売買をするとき。
- (7) 服装についての『きまり』を守ること(「服装規程」参照)。

自転車通学規程

本校周辺の通学道路は、交通量が大変多く危険な状況にあります。自転車通学生はこのような環境のもとで通学していることを自覚し、常に交通規則を守り自他の生命の安全に努めましょう。

- 1 自転車通学を希望する者は『自転車通学届』を提出すること。届け出た者は自転車の後部に登録番号ステッカーを貼付すること。
- 2 2人乗りや雨天時の傘差し運転、夜間の無灯火、携帯電話・スマートフォン、ヘッドフォンを使用しながらの運転、並進運転等、道路交通法違反をしないこと。
- 3 校内は自転車を押して歩き、所定の自転車置場に整頓して駐輪すること。
- 4 自転車はいつも正しく整備し、特にブレーキ、ライト、ベルの点検を怠らないこと。
- 5 自転車用ヘルメットの着用を心がけること。

服装規定

通学時より本校所定の服装を着用するものとします。服装等は学校生活に適した清楚なものとし、城東高校の生徒としての品位を保つものであるようにしましょう。

制服等については次のとおりとします。

1 制服

冬期（原則として10月～5月）は、~~男女とも~~本校所定の冬服を着用する。

夏期（原則として6月～9月）は、~~男女とも~~本校所定の夏服を着用する。

合服は、本校所定のベストまたはセーターを着用する。

体育時の服装は、~~男女とも~~本校所定の体操服を着用する。

2 靴

本校が指定する靴（黒色・革製のコインローファーという型・金具なし）を通学靴とする。

ただし体育時は、屋内で行う場合は本校所定の体育館シューズを使用する。屋外で行う場合はグラウンドシューズを使用するが、特に指定しない。

3 靴下 [検討中]

~~女子~~スカートの場合は本校所定のグレーのハイソックス（冬期）、または紺色のソックス（通年）とする。

冬期にストッキング（タイツ）を履く場合は黒またはベージュとする。（ベージュの場合は本校所定のソックスを上履くこと。）

黒ストッキング（タイツ）の上に履いてもよい靴下（冬期）は、黒色の短い無地とする。

※式典や公式行事のときは、冬期のみグレーのハイソックス、または黒ストッキング（タイツ）とする。

~~男子~~スラックスの場合は白・黒・紺・グレー系の華美でないソックスとする。

4 ベルト

本校が指定する型の皮の黒色の学生ベルト、バックルはシンプルなものとする。（ベルト通しは、皮でできているものとする。）

5 その他

(1) 頭髪は~~生徒らも~~清潔簡素にし、パーマ・カール・染髪・脱色は禁止する。

(2) 化粧等はしない。ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。

(3) コート類やマフラーは華美でないものとする。室内においては着用しない。（防寒着はブレザーの上に着用すること。）

(4) 怪我等により、やむをえず正規以外の服装で登下校しなければならない場合は、ホームルーム担任を通じて、生徒課に申し出て、異装の許可（略装許可願）を得ること。